

博士論文要旨

論文題名：AI の利活用における刑法上の諸問題

－利用者と製造者の刑事責任を中心に－

立命館大学大学院法学研究科

法学専攻博士課程後期課程

ヒハラ タクヤ

日原 拓哉

本論文では、AI の利活用における刑法上の諸問題というテーマで、主に AI 製品に関与する主体である製造者と利用者を中心に、AI 製品が人間の生命・身体そして財産や侵害した場合、さらには経済犯罪を遂行した場合や AI 製品がサイバー攻撃を受けた際の刑法上の評価について検討した。

まずは、特に先行研究での検討において論者によって想定する AI の定義が異なっていたことを端緒に、第 1 章ではその刑法上の問題を論じる前にまずは AI の研究史にさかのぼって AI の定義を確定させることを試みた。しかし、その当時から AI の定義には困難を伴っていたことから、現存する AI の現象形態から帰納する形で、特定のタスクの遂行に特化した自律的判断する能力を有しないいわゆる「弱い AI」をこれら刑法上の問題を論じるうえで対象とすべきであることが確認された。

その上で第 2 章では本論文の主題でもある AI 製品の事故に伴う人間の生命・身体の侵害事例を検討した。そこでは、道交法上の義務が創設された自動運転車の事故事例に関し、レベル 4 ではその自動運転車の運行に関与する主体の義務が仔細に規定されている一方で、レベル 3 については一部義務を除いて、レベル 2 以下では普通自動車の運転手と同様の義務内容が条文の解釈上課せられる。しかし、およそ普通自動車の操作と同一とはいえないレベル 2 の自動運転車にも普通自動車と同様の運転手の義務が課せられるとするのは不適切であるため、レベルに即した運転手の義務付けが必要になると思われる。法律上の義務の存在しない AI 製品の事故事例に関しても、自動運転車の事例と同様に他の AI 製品に関しても一定の法的義務に基づいて AI 製品の関与者の義務を確定すべきである。例えば製造者に対しては、製造物責任法下で課せられる製造上の義務、設計上の義務、指示・警告上の義務（製品監視義務）を手掛かりに、刑法上の製造物責任を検討すべきである。製造者側で関与する技術サービスプロバイダーや許可責任者たる国家・地方公共団体に対しても同様である。その一方で、利用者や所有者に対しては製造者側の指示を遵守し、これを悪用・濫用しないようにするという一定の義務付けも必要とされるだろう。ここでは、製造者はこれら義

務に違反したからといって直ちに刑法上の過失を構成するのではなく、その義務の内容の保護目的に従って、生じた結果との因果関係の有無を慎重に検討することが重要である。

ところが、過失犯処罰規定のない経済犯罪の場合は上記スキームで検討するには困難を伴う。そこで第3章ではAI・アルゴリズムが、その学習の結果、利用者の知らないところで相場操縦、インサイダー取引のような証券犯罪、価格の協調的行為のような競争法違反を遂行した場合について検討した。相場操縦では、利用者は常に相場操縦の可能性を考慮しながらAI・アルゴリズムを利用することになるが、これでは利用上も法的にも過度な負担になりうるし、開発普及を阻害しかねない。そこでは相場操縦でないと認められるに足る、その判断プロセスを明確にするシステム構築が製造者には求められる。また、インサイダー取引でも同様のシステム構築が製造者には求められるだろう。それに対して、学習するAI・アルゴリズムによりその利用者間での価格協調が実現した場合は独占禁止法上の解釈として、判例上は不当な取引制限に該当しうるが、そもそもAI・アルゴリズムの学習により価格協調行為が遂行される可能性は現状では低いことや、「不当な取引制限」に対しては排除措置命令、課徴金、刑事罰の可能性が規定されていることを考慮すればその認定は慎重にすべきである。

AI製品がサイバー攻撃を受けて利用者の情報が取得されたり、その内部データの変更・破壊により製品利用を妨げられたりした際の刑法上の評価では、構成要件上の問題とAIの学習のブラックボックス性の問題に大別される。構成要件上の問題では、まずAI製品にハッキングする行為が必ずしも不正アクセス罪を構成しないこと、AI製品内に記録された利用者情報の取得行為は特別刑法上の問題であること、そして内部データの変更・破壊の場合ではその製品利用に業務性があり、それが業務妨害結果に至ったという限りで電子計算機損壊等業務妨害罪が成立するにすぎないことである。AIの学習のブラックボックス性の問題は、電子計算機損壊等業務妨害罪と電子計算機使用詐欺罪に関連する。両者とも、その因果関係が不明確な場合はたとえ利用者の業務が妨害されたとしても、行為者が不当利得を得た結果が生じたとしても、行為者には未遂罪が成立するにすぎず減輕の可能性が生じるという帰結となりうる。ここでも重要なのが説明可能なAIの構想であり、そのような帰結に至らないようにすることが実現できる、

第4章では、2010年代後半から各国で進められている将来的なAI開発の指針・規制は2020年代に入るとその内容に変化を見せていることを確認した。特に欧州AI規制案のように将来の開発に対する規制について、具体的な危険のない状態で過度な制裁を課すことは、将来的なAI開発を委縮させる効果を招来しかねない。AIを搭載した製品は日々進歩を続けており、数多くの人間の主体がAIと関わりつつあるので、これら主体が遵守すべき原則、課せられる義務を具体的に策定すべきである。その実効性担保のための許認可、監査制度などのソフトな措置から創設し、利用者の利益と製造者側の負担とのバランスを考慮しながら、AI製品を取り巻く主体が遵守すべき法律上の原則・義務を創設することがこれからの我が国におけるAI研究開発、ひいては販売流通・利活用にとって不可欠なものである。